

首都高速道路株式会社

第 1 5 回定時株主総会目的事項

(報告事項)

第 1 5 期（平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料 1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料 2

(決議事項)

第 1 号議案 剰余金の処分の件

資料 3 - 1

第 2 号議案 取締役選任の件

資料 3 - 2

第 3 号議案 監査役選任の件

資料 3 - 3

第 4 号議案 退任取締役に対する
退職慰労金贈呈の件

資料 3 - 4

事業報告

〔平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで〕

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に加え、企業収益が高い水準で推移したことを背景に、緩やかな回復基調が継続したものの、年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響が雇用情勢や個人消費にみられるなど、足下で大幅に下押しされ、厳しい状況となりました。

こうした状況の下、高速道路事業として、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に取り組んでまいりました。

当社の利用交通量は、前期比1.3%減の100.1万台/日となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は534,673百万円（前期比38.4%増）、営業利益は1,893百万円（同51.2%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は11百万円（同100.4%減）となりました。事業の部門別の業績の概要については、次のとおりです。

〔高速道路事業〕

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は327.2kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。また、ETC専用入口として横浜北線の馬場入口を運用開始しております。ETCの利用率は、令和2年3月平均が96.2%となり、前年同月比0.5%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの運用、お客様センター、グリーンポスト及びお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見の各種改善への反映等により、サービス向上に努めてまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、首都圏ネットワーク整備の進捗に伴う利用形態の変化の影響、大型台風等の天候の影響、新型コロナウイルス感染拡大の影響等に伴う利用交通量の減少等により、263,525百万円（前期比1.9%減）となりました。

高速道路の新設・改築については、横浜環状北西線等4路線17.5kmの整備や、中央環状線機能強化事業として、小松川JCTの新設の実施、出入口増設等事業として渋谷入口（下り）の整備を行ってまいりました。

また、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕に加え、長期にわたりネットワークとしての機能を維持し構造物の安全性を確保するための特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）第20条の2で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。）を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比213.3%増の234,592百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は498,318百万円（同45.0%増）となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、時間貸し駐車、定期駐車及び月極駐車場の営業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は3,192百万円（同1.6%減）となりました。

[受託事業]

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は28,959百万円（同19.6%減）となりました。

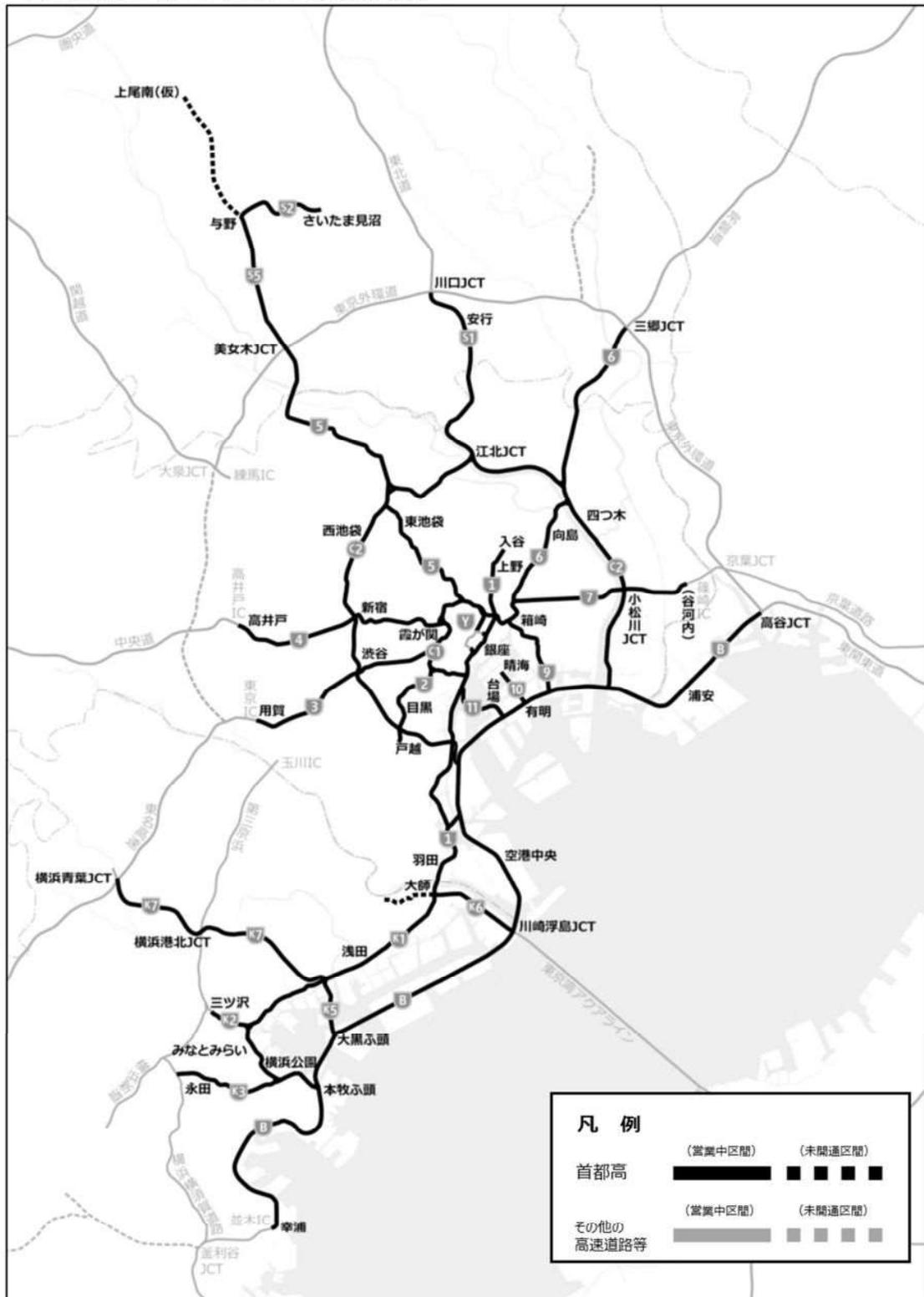
[その他の事業]

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、八潮PAに引き続き川口PAにおいても一般道からの歩行者専用出入口を設置する等、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野付近の利便増進施設、社宅跡地等を活用した賃貸住宅の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は4,833百万円（同24.2%増）となりました。

首都高速道路図 (令和2年3月31日現在)



(2) 資金調達状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

①無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	令和元年7月、11月	169億円

②有利子調達

種別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
金融機関からの長期借入金(5年)	令和元年9月	100億円
第25回首都高速道路株式会社社債(5年公募債)	令和元年10月	400億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和元年12月	100億円
第1回首都高速道路株式会社社債(1年私募債)	令和2年1月	600億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和2年3月	150億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和2年3月	50億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は10,003百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業：横浜環状北西線、小松川JCT、渋谷入口(下り)の開通に伴う料金徴収施設の新設
- ・駐車場事業：都市計画駐車場施設(機械設備、照明設備等)の更新
- ・その他の事業：休憩所等施設の更新

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・高速道路事業：横浜環状北西線等の料金徴収施設の設計・新設
ETC設備の更新

③当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による減失

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 2 期 平成28年度	第 1 3 期 平成29年度	第 1 4 期 平成30年度	第 1 5 期 令和元年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	661,084	446,046	386,229	534,673
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△)(百万円)	8,212	10,499	2,945	△11
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	304.15	388.85	109.08	△0.43
純資産額(百万円)	47,993	61,448	65,227	64,792
総資産額(百万円)	465,383	430,699	450,702	368,189

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 2 期 平成28年度	第 1 3 期 平成29年度	第 1 4 期 平成30年度	第 1 5 期 令和元年度 当事業年度
営業収益(百万円)	657,479	442,219	381,847	529,639
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	6,082	9,799	1,599	△1,254
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	225.28	362.93	59.25	△46.47
純資産額(百万円)	43,608	53,407	55,007	53,752
総資産額(百万円)	448,416	413,211	431,072	347,497

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、「中期経営計画2018－2020 安全・安心・快適なみちづくりと幅広い事業を通じて社会に貢献」に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。

[高速道路事業]

お客様に、より安全・安心に首都高をご利用いただけるよう、スマートインフラマネジメントシステム（i-DREAMs®）等の新技術を活用した確実・効率的な維持管理や、東品川栈橋・鮫洲埋立部及び高速大師橋の特定更新等工事を進め、道路構造物の安全性を高めていきます。併せて、大雪、大雨、強風等の災害対策の強化、計画的通行止めの適切な運用、事故要因に応じた交通安全対策を実施します。

お客様に、より快適に首都高をご利用いただけるよう、ネットワーク整備を推進するとともに、ボトルネック箇所に対する区画線改良、路面標示等の渋滞対策を図ります。さらに、景観向上アクションプログラムに基づく景観向上施策の実施や mew-ti（道路交通情報サイト）等の情報コンテンツの拡充による情報発信の多様化を図ります。

首都高が直面する課題に対応するため、情報通信プラットフォームにおけるローカル5Gの活用、ドローンを用いた災害状況の把握、AI機能による渋滞予測の精度向上など創造的かつ先駆的な技術開発を推進します。

[高速道路事業以外の事業]

幅広い事業展開に向けた礎を築くことで、長期に安定した健全な経営を目指すため、研修所の跡地を活用した賃貸住宅の運営や、直営飲食店の運営及び首都高の高架下以外での時間貸駐車場の開設を進めます。また、首都高の計画・建設・維持管理・交通運用で培った技術力やノウハウを活かし、土木コンサルティング事業、メンテナンス事業、用地補償コンサルティング事業等の拡大・推進に努めます。

(10) 主要な事業内容(令和2年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関する事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設、高速道路の高架下賃貸施設等の運営及び管理並びに技術コンサルティング事業等

(1) 主要な事業所(令和2年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京西局	東京都千代田区
東京西局プロジェクト本部	東京都品川区
東京東局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区

(12) 従業員の状況(令和2年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	対前期比増減
高速道路事業	4, 149 [318]	60名増 [27名減]
受託事業		
駐車場事業	110 [65]	5名減 [11名増]
その他の事業		
全社(共通)	161 [-]	3名減 [-]
計	4, 420 [383]	52名増 [16名減]

注1：臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1, 122	31名増	44.0	17.9

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	58.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス神奈川(株)	90	71.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高ETCメンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(ETC))
首都高機械メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高速道路サービス(株)	90	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

(14) 主要な借入先及び借入額(令和2年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
農林中央金庫	212
信金中央金庫	186
(株)みずほ銀行	143
(株)三菱UFJ銀行	93
(株)三井住友銀行	81

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(令和2年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株

(2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株

(3) 当事業年度末の株主数 : 7名

(4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の総 数に対する持株数 の割合(%)
財務大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	ささき しんいち 佐々木 眞一	
代表取締役社長	みやた としたか 宮田 年耕	最高経営責任者兼最高執行責任者
代表取締役	おおしま けんじ 大島 健志	
代表取締役	まえだ のぶひろ 前田 信弘	
取締役	かない はじめ 金井 甲	
取締役	たにもと ゆたか 谷本 裕	
監査役（常勤）	うえの ただし 上野 正史	
監査役（非常勤）	はまだ みちよ 浜田 道代	
監査役（非常勤）	ともえ まさお 巴 政雄	
監査役（非常勤）	たかた としゆき 高田 俊之	

注1：取締役佐々木眞一氏は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号に定める社外取締役です。

注2：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

注3：代表取締役藤井寛行氏は、令和元年6月24日退任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項

	佐々木眞一	上野正史	浜田道代	巴政雄	高田俊之
① 当事業年度における主な活動状況	別記1	別記1	別記1	別記1	別記1
② 社外役員の報酬等の総額	別記2	別記2	別記2	別記2	別記2

別記1：社外取締役佐々木眞一氏については、当事業年度開催の取締役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役上野正史氏、浜田道代氏及び高田俊之氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役巴政雄氏については、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会13回のうち12回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記2：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	6名	95百万円
監査役	4名	29百万円
計	10名	125百万円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

注2：社外取締役1名は無報酬です。上記には、令和元年6月24日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬を含んでおります。なお、令和2年3月31日現在の支給人数は取締役5名、監査役4名です。

注3：上記のほか、令和元年6月24日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対する退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役1名 5百万円

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	58百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2：監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの相当性等について必要な検討を行い、その内容は適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(7) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、信頼性及び職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。（最終改正：平成27年5月21日）

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役社長を委員長、取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」（社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。）は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。
内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。当社の取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的開催する。
なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社においては当該規則を準用してリスク管理を行うとともに、グループ会社において重大なリスクが具現化した場合においては、直ちに当社に報告することとする。
8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置する。
当該使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うこととする。
監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

10. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制
取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。
取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。
11. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制
グループ会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の者が、グループ会社における業務遂行状況について、適時、当社の監査役に報告するため、「グループ会社社長会」等の体制を確保する。
12. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
13. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に基づき、速やかにその処理を行うこととする。
14. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

(2) 体制の運用状況の概要

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決議を行ったほか、四半期毎の職務執行状況の報告等を行った。
また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する事項を報告し、委員間で意見交換を行うことにより、職務執行に係る法令及び定款への適合性を確保するよう努めた。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役会で報告を行っている職務執行状況報告等について、報告資料データを適切に保存するとともに、社内イントラネット上に掲載することにより、常時閲覧提供している。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業の遂行や事務執行等に係るリスクについては、「リスク管理規則」に基づき、「経営上重要なリスク」及び「リスク管理方針」を定め、必要に応じて見直しを行うとともに、当社及びグループ会社におけるリスク管理の実施状況のフォローアップを行った。
入札及び契約に関しては、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」を定期に開催し、その適正化を推進した。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「権限規則」等による職務権限や意思決定ルールの特明化、取締役会決議を経て決定している「中期経営計画」及び「年度経営計画」における目標設定、毎月の経営会議での月次報告を通じての主要業績指標レビュー等を実施した。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を活用した各種階層別研修や講習会等を実施した。
また、業務の遂行に伴う不正行為等について、職場における業務の透明性を一層向上させるため、「アラームネット」(内部通報制度)を運営している。
内部監査については定期的を実施し、社員の業務遂行が法令等に則り適正に行われているか等について監査した。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等を定期的に開催し、首都高グループ内での内部統制に係る協議、情報の共有化、指示・要請の伝達、コンプライアンスの徹底等を行った。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社において当該規則を準用して「リスク管理方針」を定めており、当該方針によりリスク管理を行った。
また、当該規則に基づきグループ会社において重大なリスクが具現化した場合には、直ちに当社に報告することとしている。

8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ会社に対する監査については、定期に実施し、その結果をグループ会社に対して通知した。
内部通報制度については、全てのグループ会社で各々のアラームネットを運用しており、その周知を図っている。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室に社内業務に精通した社員を専任で配置し、監査役の指示に従って監査業務の補助を行っている。
なお、監査役室の社員に係る人事異動については、事前に取締役から監査役への協議を行っている。
10. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制
定期的開催する取締役会及び経営会議に監査役が出席した。
また、監査役会に対して、経営会議の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告することとしている。
11. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制
定期的開催する当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等に監査役が出席し、グループ会社の業務執行状況等について報告した。
12. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
方針に基づき、当該報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止している。
13. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役監査基準に基づき、当社に対して請求のあったものについて、速やかに処理を行っている。
14. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役を含む各取締役は、定期的に意見交換を行っている。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
ただし、1頁中の利用交通量及びETCの利用率に係る数値、1頁から3頁中の前期比比率並びに9頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

附属明細書(事業報告関係)

1. 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細
事業報告 11 頁「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項」に記載のとおりです。

連結貸借対照表

令和2年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位：百万円)

資産の部

I 流動資産		
現金及び預金		18,884
高速道路事業営業未収入金		29,765
未収入金		7,649
有価証券		106,000
たな卸資産		
仕掛道路資産	127,169	
貯蔵品	537	
その他のたな卸資産	121	127,828
受託業務前払金		357
前払金		3,523
その他		1,356
貸倒引当金		<u>△ 151</u>
流動資産合計		295,214
II 固定資産		
有形固定資産		
建物	19,344	
減価償却累計額	<u>△ 8,199</u>	11,145
構築物	34,401	
減価償却累計額	<u>△ 14,161</u>	20,239
機械及び装置	43,637	
減価償却累計額	<u>△ 21,671</u>	21,966
車両運搬具	7,341	
減価償却累計額	<u>△ 5,108</u>	2,232
工具、器具及び備品	4,120	
減価償却累計額	<u>△ 2,690</u>	1,430
土地		7,808
リース資産	458	
減価償却累計額	<u>△ 275</u>	183
建設仮勘定	<u>2,000</u>	67,007
無形固定資産		
リース資産		35
その他	<u>2,634</u>	2,669
投資その他の資産		
投資有価証券		424
敷金		1,526
繰延税金資産		971
その他	<u>375</u>	<u>3,297</u>
固定資産合計		<u>72,975</u>
資産合計		<u><u>368,189</u></u>

負 債 の 部

I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	39,686	
短期借入金	350	
一年以内返済予定長期借入金	4,251	
リース債務	106	
未払金	26,364	
未払法人税等	1,105	
預り金	301	
受託業務前受金	580	
前受金	91	
賞与引当金	1,585	
その他	<u>3,289</u>	
流 動 負 債 合 計		77,712
II 固定負債		
道路建設関係社債	90,000	
道路建設関係長期借入金	87,407	
その他の長期借入金	17,120	
リース債務	125	
役員退職慰労引当金	169	
退職給付に係る負債	30,562	
その他	<u>298</u>	
固 定 負 債 合 計		<u>225,684</u>
負 債 合 計		<u>303,397</u>

純 資 産 の 部

I 株主資本		
資本金		13,500
資本剰余金		13,500
利益剰余金		<u>42,253</u>
株 主 資 本 合 計		<u>69,253</u>
II その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額		△ 4,975
その他の包括利益累計額合計		<u>△ 4,975</u>
III 非支配株主持分		
		<u>514</u>
純 資 産 合 計		<u>64,792</u>
負 債 ・ 純 資 産 合 計		<u>368,189</u>

連 結 損 益 計 算 書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

首都高速道路株式会社

(単位：百万円)

I 営業収益		534,673	
II 営業費用			
道路資産賃借料	190,188		
高速道路等事業管理費及び売上原価	331,601		
販売費及び一般管理費	<u>10,989</u>	<u>532,779</u>	
営 業 利 益			1,893
III 営業外収益			
受取利息	2		
土地物件貸付料	59		
助成金収入	33		
その他	<u>168</u>	263	
IV 営業外費用			
支払利息	39		
損害賠償金	49		
その他	<u>94</u>	<u>182</u>	
経 常 利 益			1,975
V 特別損失			
臨時損失	100	<u>100</u>	
税金等調整前当期純利益			1,875
法人税、住民税及び事業税			1,167
法人税等調整額			<u>702</u>
当期純利益			4
非支配株主に帰属する当期純利益			<u>16</u>
親会社株主に帰属する当期純損失			<u><u>11</u></u>

連結株主資本等変動計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	42,265	69,265	△ 4,535	△ 4,535	497	65,227
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 11	△ 11				△ 11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△ 439	△ 439	16	△ 423
当期変動額合計	—	—	△ 11	△ 11	△ 439	△ 439	16	△ 435
当期末残高	13,500	13,500	42,253	69,253	△ 4,975	△ 4,975	514	64,792

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 15 社
連結子会社の名称
首都高トールサービス西東京㈱
首都高トールサービス東東京㈱
首都高トールサービス神奈川㈱
首都高パトロール㈱
首都高カー・サポート㈱
首都高技術㈱
首都高メンテナンス西東京㈱
首都高メンテナンス東東京㈱
首都高メンテナンス神奈川㈱
首都高電気メンテナンス㈱
首都高ETCメンテナンス㈱
首都高機械メンテナンス㈱
首都高速道路サービス㈱
首都高保険サポート㈱
首都高パートナーズ㈱
 - (2) 非連結子会社の名称等
非連結子会社
インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
- 2 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社数 0 社
 - (2) 持分法を適用していない非連結子会社(インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
- 4 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券(時価のないもの)
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② たな卸資産
仕掛道路資産
個別法による原価法を採用しております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - 貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
主として定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	1年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異の費用処理方法
各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用の費用処理方法
その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
 - ③ 収益及び費用の計上基準
道路資産完成高及び道路資産完成原価
工事完成基準を適用しております。

工事に係る受託業務収入及び受託業務費用
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
 - ④ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債90,000百万円の一般担保に供しております。
- 2 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務545,445百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債務のうち、社債に係る債務349,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 3 重畳的債務引受
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が140,000百万円、道路建設関係長期借入金が111,383百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち64,033百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債140,000百万円及び道路建設関係長期借入金47,350百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。
- 4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額 130 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

臨時損失 社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100百万円
-----------------------------	--------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	普通株式	27,000千株
----------------------------	------	----------

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、ETC料金に係るカード会社の未収入金が大部分を占めており、信用リスクは僅少であります。

有価証券は、譲渡性預金の残高であります。当社における一時的な余資の運用は社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債を対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金の一部は変動金利であります。独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられるまでの期間が最長5年と短いため、金利の変動リスクは低くなっております。

その他の長期借入金は、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であります。返済期限までの期間が短いため、金利の変動リスクは低くなっております。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,884	18,884	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	29,765 △ 151	29,614	-
(3) 有価証券	106,000	106,000	-
資産計	154,499	154,499	-
(1) 高速道路事業営業未払金	39,686	39,686	-
(2) 道路建設関係社債	90,000	89,971	△ 29
(3) 道路建設関係長期借入金	88,064	88,097	33
(4) その他の長期借入金	20,715	20,731	15
負債計	238,465	238,485	19

(*1)高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 高速道路事業営業未収入金
高速道路事業営業未収入金はすべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。
- (3) 有価証券
有価証券はすべて短期の譲渡性預金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金
高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 道路建設関係社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	424

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	18,884
高速道路事業営業未収入金	29,765
有価証券	106,000
合計	154,650

(注4)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	-	50,000	40,000	-
道路建設関係長期借入金	657	1,825	15,000	35,000	35,000	582
その他の長期借入金	3,594	5,260	4,261	5,098	2,500	-
合計	4,251	7,085	19,261	90,098	77,500	582

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,380円 66銭
1株当たり当期純損失金額	0円 43銭

(重要な後発事象に関する注記)

重要な子会社等の設立について

当社は、令和2年5月21日開催の取締役会において、グループ全体の効率性の向上等を図るため、新たに用地業務等を行う子会社を令和2年内に設立することを決議しました。令和3年4月1日の営業開始に向け準備を進めています。新設会社の概要は次のとおりです。

(1) 設立する会社の名称 未定

① 設立する会社の事業内容、規模

事業内容

用地業務等

資本金

90 百万円

② 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

株式数

未定

取得価額

未定

持分比率

100.0 %

貸借対照表
令和2年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資産の部

I 流動資産			
現金及び預金		9,432	
高速道路事業営業未収入金		29,765	
未収入金		6,575	
未収収益		0	
有価証券		106,000	
仕掛道路資産		126,536	
貯蔵品		214	
受託業務前払金		381	
前払金		1,776	
前払費用		222	
その他の流動資産		601	
貸倒引当金		△ 151	
流動資産合計			281,357
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	3,042		
構築物	19,708		
機械及び装置	21,943		
車両運搬具	906		
工具、器具及び備品	352		
土地	268		
リース資産	3		
建設仮勘定	1,388	47,615	
無形固定資産			
リース資産	1		
その他	490	492	48,108
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	2,115		
構築物	129		
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	103		
建設仮勘定	373	2,722	2,722
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	78		
構築物	11		
工具、器具及び備品	0		
土地	1,502	1,592	
無形固定資産		0	1,593
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	25		
構築物	0		
機械及び装置	1		
工具、器具及び備品	0	27	27
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	3,633		
構築物	10		
機械及び装置	40		
車両運搬具	36		
工具、器具及び備品	260		
土地	5,901		
リース資産	71		
建設仮勘定	169	10,124	
無形固定資産			
リース資産	13		
その他	967	980	11,105

vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地			0
vii 投資その他の資産			
関係会社株式	1,114		
投資有価証券	394		
敷金	1,063		
その他の投資等	12		
		<u>2,584</u>	
固定資産合計			<u>66,140</u>
資産合計			<u>347,497</u>

負債の部

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金	52,995		
一年以内返済予定長期借入金	4,251		
リース債務	68		
未払金	15,370		
未払費用	16		
未払法人税等	468		
預り金	142		
受託業務前受金	580		
前受金	91		
前受収益	7		
賞与引当金	992		
その他の流動負債	1,365		
		<u>76,349</u>	
流動負債合計			76,349
II 固定負債			
道路建設関係社債	90,000		
道路建設関係長期借入金	87,407		
その他の長期借入金	17,120		
リース債務	35		
退職給付引当金	22,807		
役員退職慰労引当金	24		
		<u>217,395</u>	
固定負債合計			217,395
負債合計			<u>293,744</u>

純資産の部

I 株主資本			
資本金			13,500
資本剰余金			
資本準備金	13,500		
		<u>13,500</u>	
資本剰余金合計			13,500
利益剰余金			
その他利益剰余金			
安全対策・サービス高度化積立金	14,281		
別途積立金	8,925		
繰越利益剰余金	3,546	26,752	
		<u>26,752</u>	
利益剰余金合計			26,752
株主資本合計			53,752
純資産合計			<u>53,752</u>
負債・純資産合計			<u>347,497</u>

損 益 計 算 書
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	263,525		
道路資産完成高	234,592		
受託業務収入	1		
その他の売上高	199	498,318	
	498,318		
2. 営業費用			
道路資産賃借料	190,188		
道路資産完成原価	234,592		
管理費用	74,799		
受託業務費用	1	499,581	
	499,581		
高 速 道 路 事 業 営 業 損 失			1,263
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	710		
駐車場営業雑収入	459	1,169	
	459		
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,601	1,601	
	1,601		
駐 車 場 事 業 営 業 損 失			432
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	1,080	1,080	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	728	728	
	728		
休 憩 所 等 事 業 営 業 利 益			352
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	111	111	
2. 営業費用			
高架下事業費	103	103	
	103		
高 架 下 事 業 営 業 利 益			7
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	28,959	28,959	
2. 営業費用			
受託業務費用	28,516	28,516	
	28,516		
受 託 業 務 事 業 営 業 利 益			442
全 事 業 営 業 損 失			892
VI. 営業外収益			
受取利息	0		
有価証券利息	2		
受取配当金	556		
土地物件貸付料	56		
雑収入	64	680	
	64		
VII. 営業外費用			
支払利息	35		
雑損失	76	112	
	76		
経 常 損 失			325
VIII. 特別損失			
臨時損失	100	100	
税 引 前 当 期 純 損 失			425
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		16	
法 人 税 等 調 整 額 失		813	829
当 期 純 損 失		813	1,254

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本										純資産 合計
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株 主 資 本 合 計			
	資本金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	安全対策・ サージ欠高度化 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	13,500	13,500	13,500	14,281	7,743	5,983	28,007	55,007	55,007		
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立					1,182	△ 1,182	-	-	-		
当期純損失 (△)						△ 1,254	△ 1,254	△ 1,254	△ 1,254	△ 1,254	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,182	△ 2,436	△ 1,254	△ 1,254	△ 1,254	△ 1,254	
当期末残高	13,500	13,500	13,500	14,281	8,925	3,546	26,752	53,752	53,752		

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券(時価のないもの)
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 仕掛道路資産
個別法による原価法を採用しております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事了りの日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ② 貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	1年～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
 - ③ 過去勤務費用の費用処理方法
その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 5 収益及び費用の計上基準
 - (1) 道路資産完成高及び道路資産完成原価
工事完成基準を適用しております。
 - (2) 工事に係る受託業務収入及び受託業務費用
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債90,000百万円の一般担保に供しております。
- 2 減価償却累計額
有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産37,697百万円、駐車場事業固定資産3,137百万円、休憩所等事業固定資産91百万円、高架下事業固定資産30百万円、各事業共用固定資産4,007百万円であります。
- 3 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務545,445百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債務のうち、社債に係る債務349,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 4 重畳的債務引受
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が140,000百万円、道路建設関係長期借入金が111,383百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち64,033百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債140,000百万円及び道路建設関係長期借入金47,350百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 144 百万円
短期金銭債務 14,021 百万円
- 6 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額 130 百万円

(損益計算書に関する注記)

- 1 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 1,482 百万円
仕入高 63,702 百万円
営業取引以外の取引による取引高 562 百万円
- 2 臨時損失
社会貢献による医療費助成制度への拠出金 100 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数 該当なし

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	46 百万円
賞与引当金	303 百万円
退職給付引当金	6,983 百万円
役員退職慰労引当金	7 百万円
未払事業税	138 百万円
繰越欠損金	486 百万円
その他	662 百万円
繰延税金資産小計	8,628 百万円
評価性引当額	△ 8,628 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から令和4年9月30日まで高速道路を借り受けております。
なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。

1年内	188,135 百万円
1年超	9,423,897 百万円
合計	9,612,032 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	東京都	東京都新宿区	-	東京都行政	(被所有)直接26.7%	工事等の受託	受託業務収入	5,521	-	-
							受託業務前受金の受入	5,596	受託業務前受金	80
									未収入金	4,822
							未払金	15		
						医療費助成拠出金の支払(注3)	100	-	-	

(注1) 東京都と協議の上、協定を締結しております。

(注2) 取引金額には受託業務前受金の受入を除き消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注3) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

2 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市	5,629,259	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)(注2)	190,188	高速道路事業営業未払金	17,300
									高速道路事業営業未収入金	74
							道路資産完成高	234,592	高速道路事業営業未収入金	7,196
							債務引受けに伴う借入金等債務の減少額(注3)	251,383	高速道路事業営業未払金	15
							借入金等の連帯債務	545,445	-	-
							資金の借入	16,962	道路建設関係長期借入金	3,064

(注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。

(注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、平成31年3月26日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、令和元年9月20日付、令和2年1月9日付及び令和2年3月27日付で一部変更しております。なお、令和元年9月20日付の一部変更により、当事業年度の道路資産賃借料の支払額が1,525百万円減少しております。

(注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(注4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

(注5) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,990 円84銭
1株当たり当期純損失金額	46 円47銭

(重要な後発事象に関する注記)

重要な子会社等の設立について

当社は、令和2年5月21日開催の取締役会において、グループ全体の効率性の向上等を図るため、新たに用地業務等を行う子会社を令和2年内に設立することを決議しました。令和3年4月1日の営業開始に向け準備を進めています。新設会社の概要は次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 設立する会社の名称 | 未定 |
| ① 設立する会社の事業内容、規模 | |
| 事業内容 | 用地業務等 |
| 資本金 | 90百万円 |
| ② 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 | |
| 株式数 | 未定 |
| 取得価額 | 未定 |
| 持分比率 | 100.0% |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年6月2日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 隆 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱 口 慎 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和2年6月2日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島康晴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱口慎介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び2019事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び局において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並

びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年6月9日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 上野 正史 ⑩

監査役（社外監査役） 浜田 道代 ⑩

監査役（社外監査役） 巴 政雄 ⑩

監査役（社外監査役） 高田 俊之 ⑩

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、当期の高速道路事業の損失（安全対策・サービス高度化に資する事業に係る額及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金を除く。）については、別途積立金の一部（184 百万円）を取り崩させていただきたいと存じます。

高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、自己資本の充実に努めたいと存じます。よって、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

記

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	184,042,268円
-------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	184,042,268円
---------	--------------

以 上

第 2 号議案 取締役選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
1	きさき しんいち 佐々木 眞一 (昭和21年12月18日生)	昭和45年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 平成13年6月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成15年6月 同 常務役員 平成17年6月 同 専務取締役 平成21年6月 同 取締役副社長 平成25年6月 同 相談役・技監 平成28年6月 首都高速道路株式会社取締役会長 現在に至る 平成28年7月 トヨタ自動車株式会社顧問・技監 平成30年7月 同 技監 平成31年1月 同 嘱託 現在に至る	—
2	みや たしひら 宮田 年耕 (昭和24年10月27日生)	昭和50年4月 建設省採用 平成17年4月 国土交通省九州地方整備局長 平成18年7月 同 道路局長 平成20年7月 同 退職 平成22年10月 首都高速道路株式会社顧問 平成23年7月 同 常務執行役員 平成24年9月 同 取締役常務執行役員 平成25年10月 同 代表取締役専務執行役員 平成28年6月 同 代表取締役社長 現在に至る	—
3	まえ だ のぶひろ 前田 信弘 (昭和31年2月15日生)	昭和53年4月 東京都採用 平成17年7月 同 総務局行政部長 平成19年6月 同 知事本局理事 平成20年7月 同 産業労働局次長 平成21年7月 同 産業労働局長 平成24年7月 同 知事本局長 平成25年10月 同 副知事 平成28年8月 株式会社東京臨海ホールディングス代表取締役社長 平成29年8月 東京臨海熱供給株式会社代表取締役社長 平成29年10月 同 退任 令和元年6月 首都高速道路株式会社代表取締役専務執行役員 現在に至る オリンピック・パラリンピック対応総括、CS推進部、財務部担当	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
4	てら やま とおる 寺 山 徹 (昭和34年11月27日生)	昭和58年4月 首都高速道路公団採用 平成21年7月 首都高速道路株式会社建設事業部建設企画グループ総括マネージャー 平成23年4月 同 東京建設局担当部長 平成23年12月 同 建設事業部付(首都高技術株式会社) 平成25年7月 同 建設事業部長 平成27年6月 同 神奈川建設局長 平成30年6月 同 常務執行役員 現在に至る 保全・交通部、プロジェクト部(プロジェクト企画関係)担当、オリンピック・パラリンピック対応総括副担当	—
5	たに もと ゆたか 谷 本 裕 (昭和33年12月10日生)	昭和56年4月 首都高速道路公団採用 平成17年10月 首都高速道路株式会社関連事業部新事業開発グループ総括マネージャー 平成18年7月 同 関連事業部担当部長 平成21年10月 同 営業部担当部長 平成24年7月 同 営業部長 平成29年6月 同 神奈川管理局長 平成30年6月 同 取締役常務執行役員 現在に至る 営業企画部、事業開発部担当、総務・人事部副担当	—
6	いの うえ まこと 井 上 誠 (昭和40年3月20日生)	平成元年4月 建設省採用 平成26年8月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長 平成28年6月 同 総合政策局参事官(社会資本整備担当) 平成29年6月 同 総合政策局総務課長 平成30年7月 首都高速道路株式会社経営企画部長 現在に至る	—

注1：取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

注2：佐々木眞一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

注3：佐々木眞一氏は、トヨタ自動車株式会社の会社経営・技術分野等での豊富な業務経験と見識を活かし、社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断しております。

第 3 号議案 監査役選任の件

監査役上野正史氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて、監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者大塚尚氏は、監査役上野正史氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、上野正史氏の任期の満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
おおつか たかし 大塚 尚 (昭和 40 年 2 月 12 日生)	平成元年 4 月 警察庁採用 平成 21 年 3 月 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課情報技術犯罪捜査指導官 平成 22 年 7 月 経済産業省北海道経済産業局総務企画部長 平成 24 年 8 月 埼玉県警察本部警務部長 平成 26 年 8 月 警察庁生活安全局少年課長 平成 27 年 8 月 警察大学校財務捜査研修センター所長 平成 28 年 4 月 独立行政法人中小企業基盤整備機構業務総括役 平成 30 年 3 月 警察大学校教務部長 平成 30 年 8 月 鹿児島県警察本部長 令和 2 年 5 月 警察庁長官官房付 現在に至る	—

注 1：監査役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

注 2：大塚尚氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役の候補者であります。

注 3：大塚尚氏には、豊富な業務経験と見識を活かし、会社全体の業務の適正性を確保するという観点からの監査を期待しております。なお、同氏は民間企業の経営に関与されたことはありませんが、上述の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

第 4 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任する取締役大島健志氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
おおしま けんじ 大島 健志 (昭和 31 年 3 月 24 日生)	平成 30 年 6 月 首都高速道路株式会社代表取締役専務執行役員 現在に至る